

鳥獣保護センター整備の必要性と基本的な考え方

1 現在の鳥獣保護センターの概要

- 昭和40年に岩手県キジ養殖場として開設
- 昭和46年に幼傷病鳥獣の救護を目的に「岩手県鳥獣保護センター」と改称
- 以降、現在に至るまで施設の改修等を行いながら、傷病鳥獣の救護(治療、リハビリ、放野、終生飼養)と見学者受入等を実施しています。

2 鳥獣保護センター整備の目的

- 国が示す生物多様性の保全に貢献する、科学的で計画的な鳥獣保護管理の拠点施設としての機能強化
- 自然豊かな本県において野生鳥獣と共生していく社会の実現の拠点施設としての機能強化
- 現状施設の課題解決(一部施設や検査機器の老朽化、感染症対策等)以上の目的のため、運営体制の見直しを含めて施設を整備します。

3 鳥獣保護センターの目指すべき姿

- 生物多様性の保全に貢献する野生鳥獣保護管理施設
  - ・適切な傷病鳥獣救護と野生復帰を行うことで、希少種の保全や、種々の調査研究へ貢献します。
  - ・環境教育や普及啓発活動を通じて県民が自然環境を保全する心を育みます。
- 誰でも利用できる開かれた施設 広く県民が相談・学習等に利用できる開かれた施設にします。
- 多様な主体やボランティアと協働する施設 関係団体はもとより、他の動物関連施設と緊密に連携し体制の強化を図るとともにボランティアと協働して救護や普及啓発に取り組みます。

鳥獣保護センターが担うべき機能 (「One-World One-Health」の理念の下で傷病鳥獣の救護のみにとどまらず、科学的、計画的な鳥獣の保護及び管理の総合的な拠点として、次の機能を担います。)

1 傷病鳥獣の救護

- 収容・治療 県民からの通報を受け、傷病鳥獣の受入、治療
- 機能訓練・野生復帰 野生復帰のためのリハビリテーション、技術の向上やノウハウの蓄積
- 終生飼養 放野できない個体の終生飼養や、繁殖・展示等への活用
- 関係機関・ボランティアとの連携 応急治療を行う指定獣医師との情報交換による連携した対応、ボランティアが活発に活動できる仕組みづくり

2 野生鳥獣保護管理に関する環境教育・普及啓発活動

- 野生鳥獣の生息状況や保護管理対策の現状、野生鳥獣との関わり方についての教育
- 野生動物についてのイベント開催
- 鳥獣保護センター通信の発行

3 調査研究や野生鳥獣保護管理対策への協力等

- 救護データの収集や分析
- 野生鳥獣保護管理のための対策や大学等が行う調査研究への協力

鳥獣保護センター整備運営の方向性

1 運営方法

- 他の動物関連施設(動物愛護センターや動物公園等)との連携
- 民間活力の導入
- 関係団体(獣医師会や自然保護関係団体)との連携
- ボランティアとの協働

2 整備の方法

県では、同じく動物を扱う施設である動物愛護センターの整備が現在検討されており、一体的整備がされた場合に次のような効果が見込まれます。

《効果》

- ・愛護動物と野生動物の窓口の一本化による県民の利便性の向上。
- ・共通した業務を集約化することによる人員体制の強化や普及啓発活動の広がり。
- ・施設設備の共有化を図ることで整備費の低減、運営に係る人件費等や維持管理費の縮減。

動物愛護センターとの一体的な整備に向けた検討を進めます

3 施設規模と付帯設備

(1) 施設のコンセプト

- 傷病鳥獣の収容・治療・野生復帰訓練を行う施設
- 生物多様性保全の重要性について学ぶ施設
- 感染症及び動物福祉に配慮した施設
- 利用しやすい施設
- 県民が親しみやすい施設
- 環境に配慮した施設

(2) 配置施設の想定(3つの施設)

- ・建物(事務所、普及啓発、診療・治療)
- ・鳥獣収容施設(飼養・リハビリ)・駐車、駐輪場

(3) 必要な諸室の想定(区域ごと)

●「環境学習・交流ゾーン」

- ・展示学習コーナー 多目的ルーム 倉庫

●「鳥獣保護・収容ゾーン」(診療施設)

- ・治療室 レントゲン室 検査室
- ・シャワー室 洗濯室 車庫・搬入所

●「鳥獣保護・収容ゾーン」(収容施設)

- ・隔離舎 飼養獣類舎 飼養鳥類舎 放飼舎 訓練舎 物品庫 解剖室
- ・水鳥用プール リハビリ用鳥類ケージ

●「事務管理ゾーン」

- ・事務室 来場者窓口 給湯室
- ・更衣室 相談室 書庫

●「その他の付帯設備」

- ・ホール 廊下等 トイレ等

4 整備時期

動物愛護センターの整備計画に合わせ、2021年頃を目途に整備することを目指します。